

香川県 災害廃棄物処理計画 概要版

1 基本的事項

■ 計画策定の趣旨

本計画は、今後発生する可能性がある南海トラフ地震等の災害から早期に復旧・復興を進めるため、あらかじめ災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示すものであり、市町の災害廃棄物処理計画の作成にも資することを目的として策定した。

■ 本計画の位置づけ

香川県災害廃棄物処理計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見や環境省の「災害廃棄物対策指針（H26.3）」を踏まえ、「香川県地域防災計画」を補完し、具体化した形で作成した（図-1 参照）。

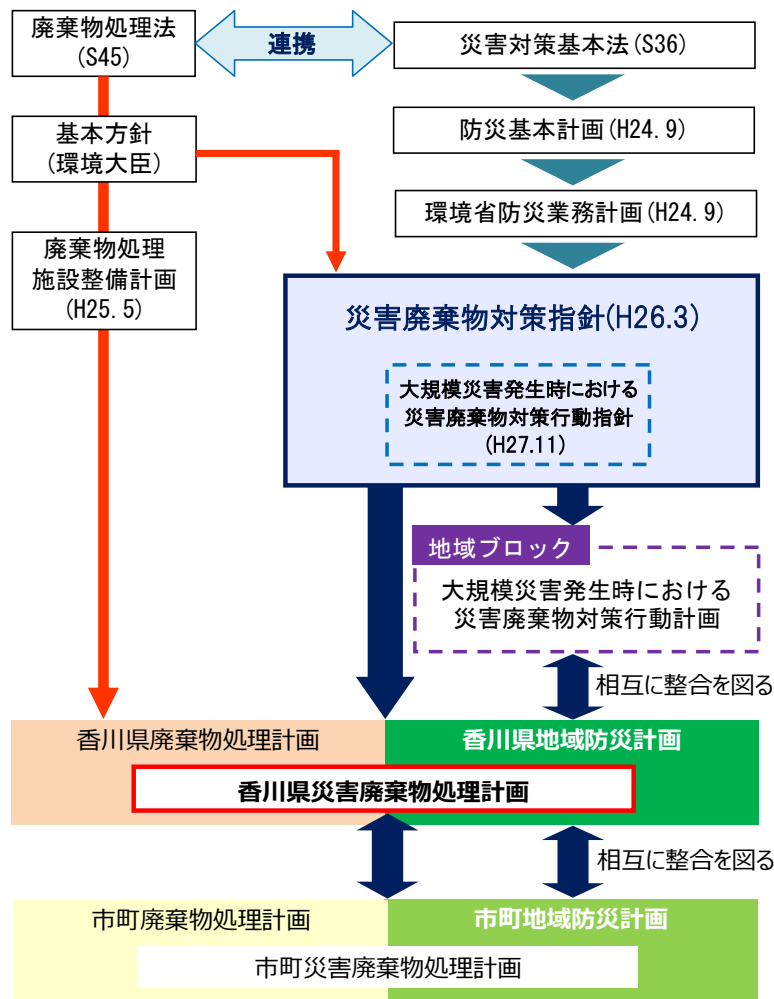


図-1 本計画の位置づけ

■対象とする地震及び災害廃棄物

本計画では、表-1 に示す 4 つの地震を想定する。対象とする災害廃棄物は表-2 のとおりとし、発災時は最長 3 年以内の処理完了を目指す。

表-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震

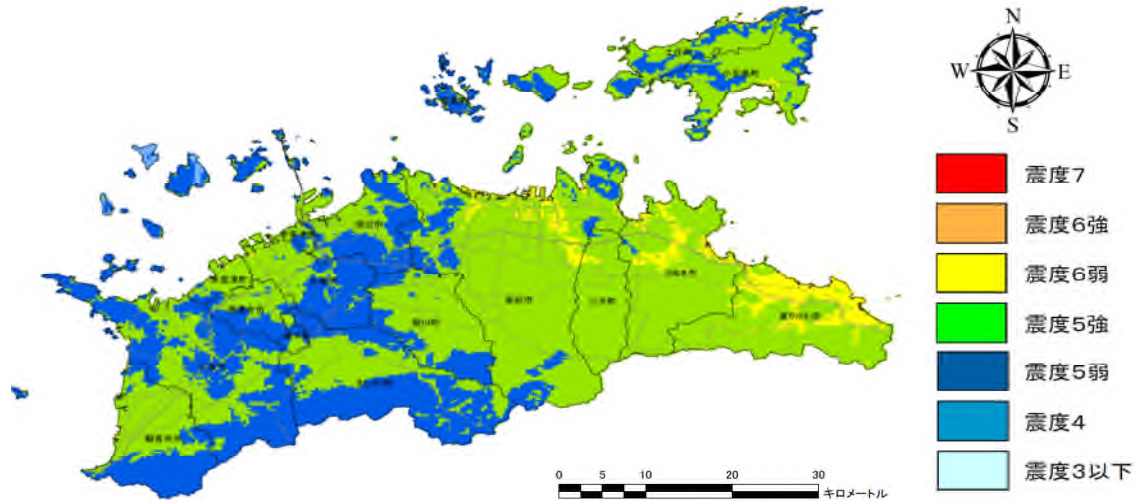


図-2 南海トラフ地震 (L1) における震度予測図

表-2 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

■処理の基本的な考え方

（処理方法）

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、リサイクルにより減量を図り、最終処分量を低減させる。

（処理期間）

東日本大震災等の実績を踏まえ、発災から3年以内の処理完了を目指す。

（処理責任）

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2により、基本的に市町が処理責任を有している。県は市町の要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

（広域処理体制）

各市町が平常時の処理体制での処理が困難な場合は、他の自治体に広域的な処理への協力要請を検討することとし、その優先順位は

- ①「香川県ごみ処理広域化計画（H11.3）」に示されたブロック内連携処理
 - ② 県内の他ブロックとの連携による処理及び民間処理施設等での処理
 - ③ 県外自治体との連携による処理
- とした。

■県の役割

- ・基本的には県内の市町、近隣他府県、国及び民間団体等との間で、支援・協力体制を整えること等、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う（例えば、市町の要請に応じた広域処理体制の調整や民間団体との応援協定の締結等）。
- ・また、国に対して、処理が円滑に行われるよう必要に応じて財政措置や専門家の派遣、県外処理の調整等の支援を要請する。
- ・ただし、市町の被害が甚大で自ら処理することが困難な場合、国又は県が処理することができる制度もある（災害対策基本法に基づく国による処理の代行や、地方自治法に基づく事務の委託）。

■県計画のバージョンアップ

県計画策定後は、今後、策定される「市町災害廃棄物処理計画」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（四国ブロック）」（仮称）等の内容により、必要に応じて整合をとる形で見直しを行う。

2

災害廃棄物処理

地域区分

県内の広域処理体制の区分を以下に示す。

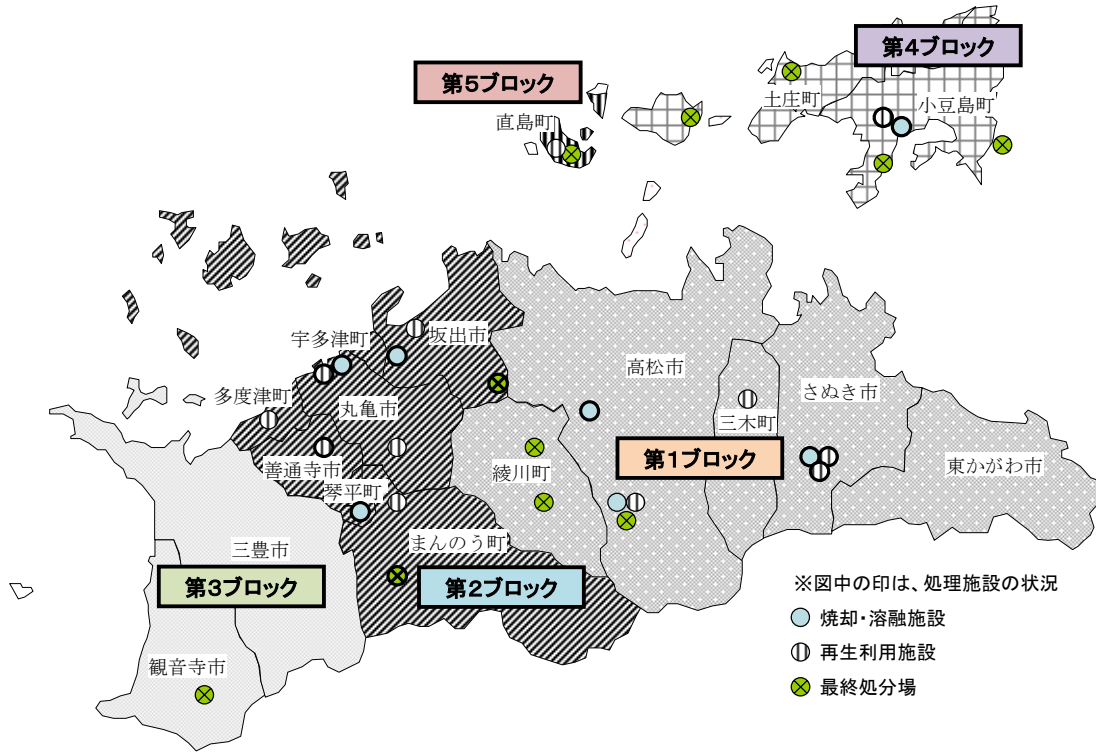


図-3 災害廃棄物処理における地域区分

災害廃棄物発生量

本計画で対象とする4つの地震の災害廃棄物発生量は図-4に示すとおりである。

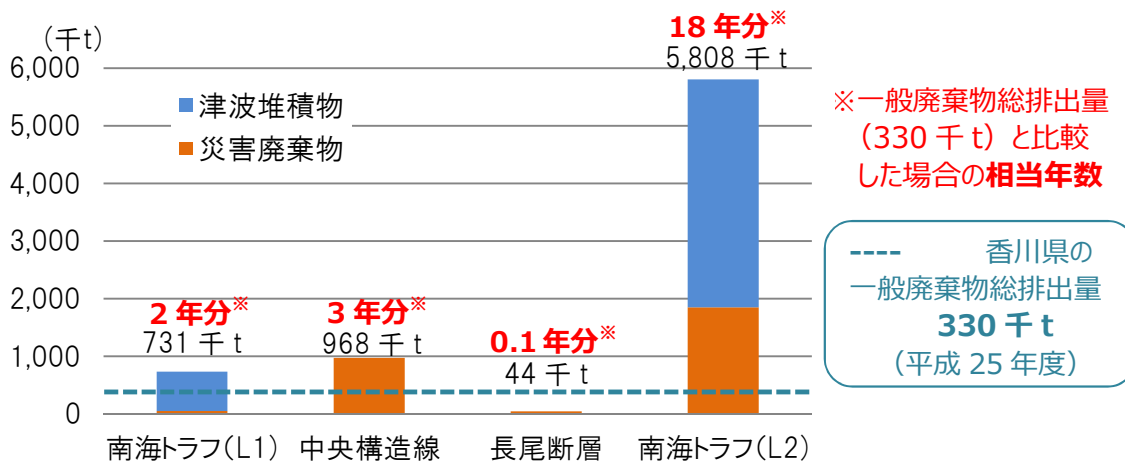


図-4 災害廃棄物発生量

■処理フロー

災害廃棄物は、仮置場での破碎選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う（図-5 参照）。

南海トラフ地震（L1）、中央構造線地震、長尾断層地震においては、県内調整を行い既往施設を活用した場合、全量を県内で処理可能である。南海トラフ地震（L2）においては、既往施設の他、産業廃棄物処理施設の活用や国への支援要請等により処理を行う。

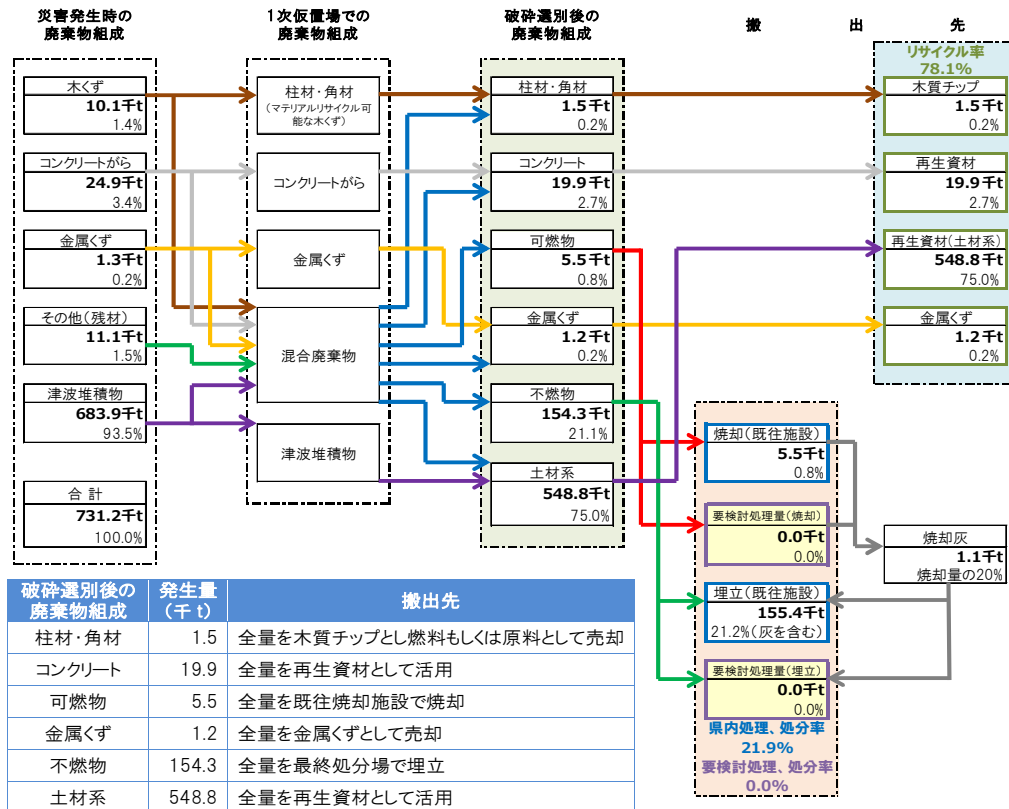


図-5 南海トラフ地震（L1）の災害廃棄物処理フロー

表-3 災害廃棄物



■一次仮置場の必要面積

一次仮置場は、被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、保管や比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う場所である。大規模災害時には、概ね1年以内に被災現場から災害廃棄物を撤去し、一次仮置場に搬入することとなる。一次仮置場の必要面積を表-4に示す。

表-4 一次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)		中央構造線		長尾断層		南海トラフ(L2)	
	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	95,500	9.55	157,500	15.75	16,100	1.61	691,800	69.18
第2ブロック	57,900	5.79	31,600	3.16	4,200	0.42	491,800	49.18
第3ブロック	30,800	3.08	114,800	11.48	1,000	0.10	449,400	44.94
第4ブロック	37,800	3.78	600	0.06	0	0.00	106,000	10.60
第5ブロック	11,900	1.19	0	0.00	0	0.00	21,300	2.13
合計	233,900	23.39	304,500	30.45	21,300	2.13	1,760,300	176.03

注) 各ブロックの値は市町ごとの一次仮置場の必要面積の和である。

■二次仮置場の必要面積

二次仮置場は、一次仮置場で粗選別された災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、破碎・選別及び保管を行う場所である。大規模災害時には、概ね2年以内に一次仮置場から災害廃棄物を撤去して二次仮置場に搬入し、3年以内に二次仮置場で処理を完了することが目標となる。二次仮置場の必要面積を表-5に示す。

表-5 二次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)	中央構造線	長尾断層	南海トラフ(L2)
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
第1ブロック	3.76	7.56	2.57	19.64
第2ブロック	2.93	3.13	2.10	13.07
第3ブロック	2.56	6.13	2.04	13.10
第4ブロック	2.63	2.13	-	4.03
第5ブロック	2.20	-	-	2.40
合計	14.08	18.95	6.71	52.24